

報告 第 8 号

平成 2 7 年 度 放 棄 し た 債 権 の 報 告 に つ い て

西原町債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について別紙のとおり報告します。

平成28年9月14日提出

西原町長 上 間 明



平成27年度 西原町債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権名	債権数	債権額	第12条第1項						放棄年月日
			第1号 該当	第2号 該当	第3号 該当	第4号 該当	第5号 該当	第6号 該当	
水道料	78 件	267,702 円	件	件	78 件	件	件	件	平成28年3月31日
学校給食費	318 件	10,317,254 円	件	件	318 件	件	件	件	平成28年3月31日
合計	396 件	10,584,956 円	0 件	0 件	396 件	0 件	0 件	0 件	

※西原町債権管理条例第12条第1項(平成25年4月1日施行)

第1号…生活困窮(生活保護又は同等)

第2号…破産免責(破産法その他法令の規定により、債権者が当該債権について、その責任を免れたとき)

第3号…時効期間満了

第4号…徴収停止、履行延期の特約によるもの以外で、特別の理由により強制執行の措置がとられていないものについて、無資力、又は資力の回復困難

第5号…強制執行(又は債権の申出)後、無資力、又は資力の回復困難

第6号…徴収停止後1年を経過して後、なお無資力、又は資力の回復困難

平成27年度 西原町債権管理条例第12条第1項にかかる債権放棄一覧

番号	債権の名称	債権の額	適用号	放棄した事由(第12条第1項該当)	備考
1	水道料	153,374 円	第3号	転居先不詳のため、回収見込みがない	44 件
2	水道料	83,098 円	第3号	倒産・破産のため、回収見込みがない	18 件
3	水道料	31,230 円	第3号	死亡のため、回収見込みがない	16 件
4	学校給食費	26,600 円	第3号	死亡のため、回収見込みがない	2 件
5	学校給食費	1,408,100 円	第3号	転居先不詳のため、回収見込みがない	45 件
6	学校給食費	8,882,554 円	第3号	督促や訪問を繰り返したが、回収見込みがない	271 件
	合 計	10,584,956 円			396 件